

医療情報連携基盤の全国展開に向けた
EHR ミニマム基盤モデルの実証事業
(和歌山県)

青洲リンク運用委託契約書 利用規約書

Ver.1.0

平成 年 月 日

株式会社サイバーリンクス

目次

1. 業務委託契約書	3
2. 別記 個人情報取扱特記事項	8
3. きのくに医療連携システム青洲リンク利用規約書	9

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書並びに別添仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及び仕様書を内容とする委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、この委託業務を仕様書に従い、仕様書で定められた履行期間内に完了するものとし、甲は、その委託金額を支払うものとする。
- 3 この委託業務を完了するために必要な手段（「履行方法」という。以下同じ。）については、契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任により定める。
- 4 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、この契約書又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは委任し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の保証)

- 第3条 甲は、契約事務取扱規程（平成18年制定）第32条の規定に基づ
き、この契約に係る乙の契約保証金を免除するものとする。

(再委託の禁止)

- 第4条 乙は、この契約について業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、仕様書に特段の定めがある場合は、それに従うものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により委託業務を第三者に委託した場合においてもこの契約の当事者としての責任を免れない。

(従事者・統括者等)

- 第5条 乙は、委託業務に主として従事する者（以下「従事者」という。）を定め、その氏名、その他必要な事項を通知するものとする。
- 2 乙の従事者は、委託業務の遂行に必要な教育訓練を受け、かつ、委託業務の実施に関し、相当の知識、技能、及び経験を有する者であるものとする。
- 3 乙は、従事者のうちから委託業務実施の総括及び甲との連絡調整にあたる責任者を選任し、甲に通知するものとする。
- 4 責任者は、受託業務の管理及び統轄を行う。

(履行状況の報告)

- 第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、契約の履行状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(検査)

- 第7条 乙は、毎月の委託業務を完了後、直ちに委託業務実績報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の実績報告書の提出があった日から起算して10日以内に、検査を行うものとする。
- 3 乙は、あらかじめ甲が指定した場合は、指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、すべて乙の負担とする。
- 5 乙は、第2項の検査に合格をしたときをもって当該検査に合格した部分に係る業務の履行を完

了したものとする。

(再履行)

第8条 甲は、乙が前条第2項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちにこれを履行しなければならない。この場合において、再履行が完了したときは、甲に委託業務実績報告書を提出し、検査を受けなければならない。

3 前条第2項から第5項までの規定は、前項の検査について準用する。

(履行期間の延長等)

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲と乙とが協議して書面をもって定めるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第11条 乙の責めに帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、委託金額（単価契約にあっては単価に履行すべき数量を乗じて計算される委託金額相当額。以下本条において同じ。）に対して遅延日数に応じ、年5パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する委託金額相当額を、損害金の算定にあたり、委託金額から控除する。

3 第8条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるとときは、乙は、前項の規定により損害金を納付するものとする。

4 前2項の損害金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(委託金額の支払)

第12条 乙は、委託業務の履行が完了し、かつ第7条第2項又は第8条第2項の検査に合格したときは、甲に対して委託金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、委託業務の履行が完了した月の翌月末に委託金額を支払うものとする。ただし、前項の支払いの請求が速やかになされない場合はこの限りではない。なお、翌月末が金融機関休業日の場合は、翌金融機関営業日に委託金額を支払うものとする。

3 甲は、約定期間内に委託金額を支払わないときは、乙に対して未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

(業務内容の変更等)

第13条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額、履行期間を変更する必要があるときは、甲と乙とが

協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じて、甲乙協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙がその責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を履行する見込が明らかでないとき。

(3) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(4) 公正取引委員会が、乙にこの委託業務の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合を除く。）を行い、当該措置命令又は審決が確定したとき。

(5) 公正取引委員会が、乙にこの委託業務の入札における違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(6) 乙が、公正取引委員会が乙にこの委託業務の入札における違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えを取り下げたとき。

(7) 乙（乙が、法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、この委託業務の入札に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第95条、同法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(8) 乙が、この委託業務の入札に関し、甲に対して提出した条件付き一般競争入札参加資格確認申請書又は入札参加に必要な書類若しくは、乙が、資格審査を受けようとして甲又は和歌山県に対して提出した競争入札参加資格審査申請書又は資格審査に必要な書類に虚偽の記載があると認められたとき。

(9) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合には、その者を、乙が法人である場合には、その役員又はその支店若しくは委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託等の契約にあたり、その相手方がイからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託等の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(10) 乙が、公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成22年制定）又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）別表第2不正行為等に基づく措置基準の第4項に該当し入札参加資格停止となったとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは委託業務の出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する委託金額を乙に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（乙の解除権）

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第13条第1項により、委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき、又は委託業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、これにより委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（かし担保）

第17条 甲は、第7条又は第8条の検査に合格した日から3年間、乙に対して、業務成果品のかしの修補を請求することができるものとする。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

2 甲は、前項のかしの修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

（賠償の予定）

第18条 乙は、第15条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第15条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合で、審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して賠償金を甲に支払わなければならない。

3 甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する額を超える場合は、第1項の規定にかかわらず、乙は当該賠償金全額を支払わなければならない。

（賠償金等の徴収）

第19条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託金額支払いの日まで年5.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（事故通知）

第20条 乙は、この契約の履行において事故が生じたときは、直ちに甲に通知するとともに必要な措置を講じなければならない。

（個人情報保護）

第21条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人

情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(相殺)

第 2 2 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、委託金額請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(秘密の保持等)

第 2 3 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、業務成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(管轄裁判所)

第 2 4 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(補則)

第 2 5 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明示した上で本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うに際し、責任者及び作業者を明確にし、作業場所を特定しなければならない。また、乙は、甲の承諾がある場合を除いては、これらの者以外の者に作業させ、当該場所以外の場所において処理してはならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

(契約解除及び損害賠償) ※契約書中に契約解除及び損害賠償に関する定めがない場合

第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 甲は委託者（発注者）である を、乙は受託者を指す。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。

きのくに医療連携システム青洲リンク利用規約書

(目的)

第 1 条 きのくに医療連携システム青洲リンク（以下「本システム」という。）は、和歌山県地域における医療機関の情報システムに蓄積されている医療情報を標準的な形式で外邪保存し、連携する医療機関で医療情報の相互参照を可能とすることにより緊密な医療連携の促進を図るとともに、災害などの非常時に情報参照として活用することで地域住民への質の高い安全な診療を提供することを目的とする。

(名称及び通称)

第 2 条 本システムの正式名称は「きのくに医療連携システム青洲リンク」とし、呼称の便宜を図るため「青洲リンク」と通称を定める。

(システム運用管理者)

第 3 条 本システムの運営主体は、
とする。
2 本システムの運用管理者（以下「システム運用管理者」とする。）は、
とする。

(参加医療機関)

第 4 条 本システムに参加する医療機関は、システム運用管理者の承認を必要とする。

(システム運用責任者)

第 5 条 本システムに参加する医療機関ごとに、システム運用責任者を 1 名置くものとする。

(システム運用責任者の責務)

第 6 条 システム運用責任者は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 自院における本システムの運用に関すること
- (2) 参加医療機関間での本システムの運用調整に関すること
- (3) システム運用管理に関する参加者協議会への状況報告に関すること
- (4) 患者登録に関する事務連絡及び登録作業に関すること
- (5) その他、本システムの適用にかかわる事務、運用管理に関すること

(システム利用者)

第 7 条 本システムを利用する者（以下「利用者」という。）は、システム運用管理者の承認を必要とする。

(利用者の遵守事項)

第 8 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者 ID、パスワードは自ら管理し、第三者の利用に供しないこと
- (2) 本システムにて提供される情報を第三者に開示しないこと
- (3) 本システムを、定められた目的以外に利用しないこと
- (4) 本システムを利用する際に知りえた情報に対し守秘義務を負うこと
- (5) 本システム利用時に問題が生じた場合には、速やかにシステム運用責任者に連絡すること
- (6) 画面、印字物、保存媒体等に出力したデータの廃棄を含めた管理においても守秘義務を負うこと

(利用停止)

第 9 条 システム運用管理者は、前条に掲げる事項に違反した利用者に対して、直ちにその利用を停止させることができる。

(医療情報の利用と患者同意)

第 10 条 運営主体の管理対象となる医療情報は、本システムを介して送受信される全ての個人

情報とする。

- 2 本システムを利用して医療情報を共有する場合は、患者の包括同意がなければならない。ただし、患者が非開示としている医療機関の利用者は医療情報を共有できないものとする。
- 3 災害対策本拠が設置され、人の生命又は身体の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき又はシステム運用管理者が必要と認めるときは、患者の包括同意がなくとも医療情報を共有できるものとする。

(参加者協議会)

第 11 条 本システムを適正に運営するために参加する医療機関で構成する参加者協議会を設置し、運営に関し、協議を行うものとする。

2 参加者協議会は、年 1 回以上、定期的を開催する。

(規約の変更)

第 12 条 本規約の変更は、参加者協議会に諮りシステム運用管理者が行うものとする。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、本システムの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 本規約は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

医療情報連携基盤の全国展開に向けた
EHR ミニマム基盤モデルの実証事業
(和歌山県)

Service Level Agreement

Ver.1.0

平成 年 月 日

株式会社サイバーリンクス

目次

1. 本サービスの目的と対象.....	3
1.1 本サービスの目的	3
1.2 本サービスの提供範囲.....	3
1.3 本サービスの提供時間.....	3
2. 本SLAについて.....	4
2.1 本サービスにおけるサービスレベル合意書の意義.....	4
2.2 本サービスにおけるサービスレベル適用の考え方.....	5
2.3 本SLAの適用期間.....	5
2.4 本SLAの改定.....	6
3. 前提条件.....	6
3.1 リスク評価.....	6
3.2 サービス利用環境.....	6
3.3 サービス提供環境・運用に係る前提条件.....	6
3.4 機器・ソフトウェアの品質.....	7
3.5 準拠する法令・ガイドライン等.....	8
3.6 守秘義務等.....	8
3.7 監査.....	9
4. 役割分担.....	9
4.1 システム構成上の役割分担と責任.....	9
4.2 甲の業務上の役割分担と責任.....	10
4.3 再委託事業者、連携事業者等.....	11
4.4 連絡体制.....	12
5. サービス仕様.....	13
5.1 ネットワークセキュリティに関するサービス仕様.....	13
5.2 受託情報に関するサービス仕様.....	14
6. 運用内容.....	17
6.1 運用組織・規程等.....	17
6.2 受託情報の取り扱い.....	19
6.3 運用仕様及びその指標.....	20
6.4 非常時の対応.....	22
6.5 報告事項・事前連絡.....	23
6.6 サポート.....	25
7. サービスレベルに関する合意事項意.....	26
7.1 サービスレベルの評価方法.....	26

7.2 サービスレベルマネジメント..... 28

1. 本サービスの目的と対象

1.1 本サービスの目的

本サービスの目的及び対象は下記のとおりである。

(1) 本サービスの目的

本サービスは、株式会社サイバーリンクスが（以下「乙」という。）が青洲リンク参加病院（以下「甲」という。）に対して、クラウドにより診療情報、調剤情報、検査情報、医用画像情報、介護情報の連携、及び保全のサービスを提供することを目的とする。

(2) 本サービスの対象

本サービスの対象は、青洲リンクに参加している病院、診療所、調剤薬局、訪問看護センター、介護事業所である。

1.2 本サービスの提供範囲

本サービスの提供範囲は下記のとおりである。なお、詳細は「別紙1 サービス提供システム概要」、「別紙2 提供サービス構成」を参照のこと。

(1) クラウド

本サービスでは、1.1に示す目的で利用するアプリケーションをクラウドとして甲に提供する。また、甲の本サービスの利用に係る技術的なサポート、運用に関する報告も本サービスの提供範囲とする。

(2) ネットワークサービス

甲が本サービスの利用に際して必要となるネットワークサービス（ネットワーク回線サービス及びVPNサービス）は、青洲リンク参加病院については提供範囲とする。

甲以外の診療所、調剤薬局、訪問看護センター、介護事業所は提供範囲としない。

(3) 使用機器等

甲が本サービスの利用に際して必要となる端末（PC、タブレット等）、ネットワーク機器等の提供及びこれらに係る技術的なサポートは、本サービスに含まない。

(4) 本サービスの利用に供するソフトウェア

甲が本サービスの利用に際して必要となるソフトウェア（OS及びブラウザ）の提供及びセットアップ等は、本サービスには含まない。技術的なサポートについては、本サービスの利用に必要な範囲で、本サービスの提供範囲とする。

(5) 本サービスの提供時間

本サービスは、7.1(2)の「事前に合意された事由」に基づく停止を除き、24時間提供する。

本サービスの提供にあたり、乙の通常業務時間は以下のとおりである。

【 平日 】 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

2. 本 S L A について

2.1 本サービスにおけるサービスレベル合意書の意義

本サービスにおけるサービスレベル合意書（以下「本 S L A」という。）の意義は下記のとおりである。

(1) クラウドを利用する際の医療情報の安全性の確保を図る

本 S L A においてサービス内容及びレベルを明確にすることにより、甲が本サービスを利用して医療・介護情報を取り扱うに際して、各種法令、ガイドラインを満たすものであることを確認することが可能となる。

結果、甲が医療・介護情報の取り扱いの安全性を確保することができる。

この趣旨に鑑みて、乙は、本サービスを利用する際に、甲が甲の医療情報が安全かつ、適切に管理されていることを確認できることを支援しなくてはならない。

同時に甲に提供するアプリケーション及びシステム運用に変更が生じた場合の影響範囲を分析し、把握し、主体的に必要な対応を取ることによって、サービス品質の確保に努めることが求められる。

(2) 医療業務への影響の把握

本 S L A により、アプリケーションの機能変更やシステム運用に変更等がなされた場合においても、サービス品質の低下を避けるため、あらかじめ合意された客観的指標を用いた評価が可能となる。

(3) サービス品質とコストの妥当性を図る

本サービスのサービスレベルを本 S L A で明確化することにより、必要な品質のサービスを妥当なコストで安定的に提供することが可能となる。

(4) 各役割分担の明確化を図る

本 S L A で、甲と乙との役割分担を明確にすることにより、サービス提供に際しての不明瞭な部分を排除することが可能となる。

また甲において別途契約する事業者（ネットワーク事業者、機器提供事業者等）との役割分担・対応も含めて明確にすることにより、不測の事態が生じた際にも速やかに対応を図ることが可能となる。

2.2 本サービスにおけるサービスレベル適用の考え方

本サービスにおけるサービスレベル適用の考え方は、下記のとおりである。

(1) 情報・介護情報連携に鑑みたサービスレベルの適用

本サービスは、診療情報、介護情報の最も機微である個人情報扱うことから、その重要性に鑑みたサービス品質の確保を考えることが必要である。したがって

- ・ 診療情報、介護情報の連携、保存において、漏えいのリスクが極小となるようなサービス品質を想定すること
- ・ 診療行為を行う時間帯において、利用が不能となるリスクが極小となるサービス品質を想定すること
- ・ 災害時においても、災害医療に必要な診療情報がサービス提供できること

(2) 情報システムに関する管理業務についてのサービスレベル

甲が本サービスを用いて診療情報・介護情報を取り扱うに際し、その安全性の確保を専門的な技術を有する乙において支援することが求められる。本サービスにおける運用管理及び報告に関するサービスの内容もこのような視点が求められる。

2.3 本SLAの適用期間

本合意書の適用期間は、下記のとおりとする。

なお、本合意書は、乙において管理するシステムの外部・内部の環境変化に応じて、必要の都度改定行われるものとし、改定の度に適用期間を定めるものとする。

版数 第2.0版

(参考 : 第1.0版は、平成25年4月1日より平成26年10月15日まで青洲リンク参加病院に適用してきました)

適用開始日 平成26年10月16日 (EHR ミニマム基盤モデル実証事業開始日)

適用終了日 平成27年 3月31日 (EHR ミニマム基盤モデル実証事業終了日)

本サービス利用契約が継続する青洲リンク参加病院については、改版して継続適用とする。

2.4 本SLAの改定

(1) 改定の契機

本SLAは、必要に応じて見直しを実施し改定する。改定時は改版履歴に改定内容を明記する。改定の契機は下記のとおりとする。

- ・ 双方の合意事項に明確な変更があった場合

- ・ その他、双方責任者が必要と認めた場合

(2) 変更の手続き

本 SLA の改定が必要となった場合は都度、双方で協議の上、サービスレベル変更の内容を合意する。

- ・ サービスレベル変更の必要が生じた場合、乙が改定案を作成する。
- ・ 改定案を甲に提出し、双方で協議する。
- ・ 双方で合意承認を得た後、乙は改訂版を発行し、双方で保管する。

3. 前提条件

3.1 リスク評価

本サービスの提供において、乙はリスク評価に基づいて受託情報の管理を行う。

本サービスの提供に係るリスク評価は、乙は年次及び乙が必要と認める場合に評価を実施する。

本項で示す乙の行うリスク評価に関する情報については、6.6 (3)に基づいて、甲に提供する。

3.2 サービス利用環境

乙は、本サービスで提供するアプリケーションについて、「別紙 サービス利用環境」に示す利用環境における稼動を保障する。

別紙3の内容は、予告の上、適宜変更を行う。

最新のサービス利用環境は「青洲リンク」ホームページにて公開する。

3.3 サービス提供環境・運用に係る前提条件

- ・ 本サービスの提供に係る受託情報、プログラム等の保存、及びこれらに関するサーバー等の機器類は、乙の「和歌山県内のデータセンター」に設置する。
- ・ これらの受託情報の保全、災害時バックアップシステムに係るサーバー等の機器は、乙の「関東地域のデータセンター」に設置する。
- ・ 本サービス提供に係る運用をリモートアクセスで行うため、運用に供する機器類を乙の事務所内の「青洲リンク運用室」に設置する。
- ・ 乙は、本サービスの提供に係る受託情報、プログラム等の保存、及びこれらに関する

サーバー等の機器は、日本国の法令の適用が及ぶ場所に設置する。

- ・ 乙は、本サービスの運営上、データセンター等での機器や通信回線の増強、運用に係るプログラム改善等を目的とし、必要最小限の範囲で、受託された情報の利用状況に関する統計データの取得を行う。
- ・ 乙は、本サービスの提供で個別の障害対応に際して、受託された医療・介護情報を甲との事前の合意「青洲リンク事務局の承認を必要とする」に基づき、参照することがある。
- ・ 運用管理上、必要とする医療・介護情報の件数や紐付利用者件数、アクセス件数等を統計化することがある。
- ・ 本項で示すサービス提供環境、運用に関する乙の対策内容、実施状況等の情報については、6.6 (2)、(3)に基づいて、乙は、甲に提供する。

3.4 機器、ソフトウェアの品質

乙は、下記に示す事項を実施し、本サービスの提供に係るソフトウェア及びサーバー等の機器類の品質管理を行う。

- ・ サービス提供に供するハードウェア及びソフトウェア等の仕様の明確化
- ・ ハードウェア及びソフトウェア等の導入の妥当性を示すプロセス、及び改定履歴等の文書化実施
- ・ サービス提供に供する機器、ソフトウェア品質管理手順の策定及びその実施
- ・ サービス提供に供するシステム構成やソフトウェアの動作に関する内部監査の実施

乙は、ISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度により JIS 27001 : 2014 の認証を取得していることをもって、これらに代えることとする。

3.5 準拠する法令・ガイドライン

本サービスの提供にあたり、乙は、下記に示す法令、ガイドラインを遵守する。

- ・ 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号)
- ・ ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン 1. 1 版

(総務省 平成 22 年 10 月)

- ・ ASP・SaaS における情報セキュリティ対策ガイドライン
(総務省 平成 20 年 1 月 30 日)
- ・ 医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン
(経済産業省 平成 20 年 7 月 24 日)

なお、上記ガイドラインの遵守は、下記のガイドラインに記述された趣旨を理解した上で実施する。

- ・ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
(厚生労働省 平成 16 年 12 月 24 日通達、平成 18 年 4 月 21 日改正)
- ・ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.1 版
(厚生労働省 平成 22 年 2 月)

3.4 守秘義務

乙は、本サービスの提供にあたり、業務上知り得た情報に対する守秘義務を全うする

- ・ 乙は、従業員に対し業務上知り得た秘密（個人情報を含む）に関し守秘義務を課す。
- ・ 乙は、個人情報の取り扱いに関する業務に従事させることを予定して採用する従業員に対し、守秘義務を課して雇用契約を締結する。
- ・ 乙は、従業員が退職した後も、その従業員が在職中に業務上知り得た秘密（個人情報含む）を保護するため守秘義務規定を個人情報保護規定で定める。
- ・ 乙の再委託事業者若しくは連携事業者が、業務上の必要により医療・介護情報にアクセスする際に知り得た個人情報につき、乙は上記事業者に守秘義務を課すとともに、これに違反した場合の罰則等の措置を講じることを内容とする契約を締結する。

3.5 監査

乙は、本サービスの提供に関するサービス仕様及び運用状況につき、年次で内部監査を実施し、その結果を甲に対して報告する。

乙が実施する内部監査については、乙において定める規定に基づいて実施する。

その規定等、具体的な内容、及び監査結果についての詳細な実施状況等の情報につ

いては、7.6(3)に基づいて、乙は甲に提供する。

乙は、ISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度により JIS27001:2014の認証を取得していることをもって、これらに代えることとする。

4. 役割分担

4.1 システム構成上の役割分担と責任

(1) 本サービス提供に対する責任

乙は、提供するアプリケーションが正常に稼動し、甲が利用できることについての責任を有する。サービス提供に係るアプリケーションに障害が発生し、それによってサービスレベルが低下した場合、その対応の責任を負う。

(2) 本サービスの甲における利用環境に係る具体的な役割分担と責任

① 利用環境に関する役割分担と責任

甲における本サービスの利用環境において、甲が利用する機器等に関する役割分担及び責任については、下記のとおりとする。

- ・ 甲が本サービスの利用に関して設置するPC等の端末については、甲が必要な設定及びセキュリティ対策を実施するとともにそれを適正に管理する責任を有する。乙は、甲が必要とする情報収集の支援を行う。
- ・ 本サービスの利用に関して、甲がその管理する施設において設置するLAN(無線LANを含む)については、甲が必要なセキュリティ対策を実施するとともに、その管理責任を有する。
- ・ 乙が本サービスの利用に関して設置するネットワークサービスを利用するための通信機器等については、乙が必要な設定及びセキュリティ対策を実施するとともにそれを適正に管理する責任を有する。

② 障害一般に関する役割分担と責任

本サービスにおいて、利用上の障害が発生した場合の役割分担及び責任については、下記の場合には、乙は、その責任において対応を行う。

- ・ 本サービスの提供に際して障害が生じた場合には、乙は、甲の連絡若しくは自己の判断に基づき、その原因の調査を行い、甲へ報告する。(第一次対応)
- ・ 第一次対応の結果、障害の要因が乙の管理する機器、アプリケーション等のシステ

ム、ネットワーク、及びこれに関連するサービス等に起因するものであることが判明した場合には、乙の責任として速やかに対応を行う。

下記の場合には、乙は、本サービスの利用に関して甲が利用するベンダー等と復旧に必要な対応をとるための協議を行う。これに関して甲は乙が必要とする対応を行う。

- ・ 第一次対応の結果、障害の要因が甲の管理する機器、アプリケーション等のシステム、ネットワーク、及びこれに関連するサービス等に起因するものであることが判明した場合には、甲の責任とし、乙は復旧に対して必要な情報提供等の支援に努める。
- ・ 第一次対応の結果、障害の要因が甲乙いずれの管理に帰する事由に起因するものでないことが判明した場合には、甲乙協議の上、対応を行う。

- ③ 甲が行う他の利用機関等との情報連携に関する障害についての役割分担と責任
本サービスに関連して、甲が他の医療機関等と情報交換する際に利用上の障害が発生した場合、下記については、②に準じて役割分担及び責任を定める。
また、下記以外については、甲と乙で協議の上、対応を行う。

- ・ 甲が受信した他の利用機関の連携情報が本サービスで正しく利用できなかった場合
- ・ 甲が本サービスを通じて出力した連携情報が、他の利用機関等において正しく利用できなかった場合

4.2 甲の業務上の役割分担と責任

(1) 甲のサービス利用に関する業務上の役割分担

本サービスの提供において、下記の業務については、甲は、その責任において実施する。

- ・ 甲における利用者 ID の発行、変更、削除、及び初期パスワード発行等に関する申請業務
- ・ 本サービスに係る甲における各利用者の権限設定

(2) サービス利用開始及び利用終了における情報内容の確認

本サービスの利用開始及び利用終了にあたり、下記について、甲はその責任において実施するものとする。

- ・ 甲が本サービスの利用以前に作成したデータを甲が本サービスにおいても利用する場合、当該データが本サービスにおいて提供するアプリケーションにおいて正しく反映されていることの確認

- ・ 甲が本サービスの利用を終了する際に、7.2(4)にしたがって乙から甲に対して受託情報のデータが返却される場合に当該データの内容が正しいものになっていることの確認

(3) 甲が患者・利用者に対して行う情報提供に関する業務上の役割分担

本サービスに関連して、甲が患者・利用者に対して行う情報提供につき、乙は下記に関する資料等の提供、及びこれに係る支援を行う。

- ・ 甲から受託する患者・利用者情報に関する管理状況等
- ・ 本サービスに係る乙が実施する各種対策の状況
- ・ 本サービスに係る乙の運用状況

上記につき、6.6(2)、(3)に基づいて、乙は甲に資料提供等行う。

4.3 再委託事業者・連携事業者等

(1) 業務の再委託

本サービスに係るデータセンター業務は、医療・介護情報の重要性に鑑み、自社内で行うこととし、再委託は行わない。

(2) 連携事業者

本サービスの提供において、連携する甲の電子カルテシステム、診療所の電子カルテシステムやレセプト電算システム、調剤薬局のレセプトコンピュータ、検査センターのシステム、訪問看護センターや介護事業所等のシステム及び医療・介護情報について、乙は義務や責任は一切負わない。

(3) 連携事業者に関する情報提供

本サービスで連携している事業者に関する情報については、6.6(3)に基づいて、乙は甲に提供する。

4.4 連絡体制

(1) 通常時の連絡体制

本サービスの提供に係る甲乙の担当責任者は、下記のとおりである。

- ・ 甲 和歌山県立医科大学附属病院
管理責任者 医療情報部長

独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター
管理責任者 経営企画室長

紀南病院
管理責任者 庶務課係長

白浜はまゆう病院
管理責任者 情報管理室長

国保すさみ病院
管理責任者 事務次長

くしもと町立病院
管理責任者 主査

那智勝浦町立温泉病院
管理責任者 事務課長

新宮市立医療センター
管理責任者 事務局医療業務課長

- 乙 株式会社サイバーリンクス
管理責任者 : 地域連携事業室 課長

本サービスの提供に係る乙側の問い合わせ先は、下記のとおりである。

【 青洲リンクシステムサポートセンター 】

通常業務時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (除く土日、祝日、年末年始)
株式会社サイバーリンクス 地域連携事業室
〒641-0012 和歌山市紀三井寺849番地の3
電話 073-448-3631 FAX 073-448-3639
メール sl-support@cyber-l.co.jp

(2) 障害時・非常時の連絡体制・告知方法

本サービスの提供において、障害時・非常時の乙の連絡体制については、下記のとおりである。

通常業務時間 連絡先 : 【 青洲リンクシステムサポートセンター 】
上記以外の時間 連絡先 : 【 会社携帯：090-5900-138 】

なお、障害時、非常時における対応状況、及びサービス復旧見込み等については、「青洲リンクシステムトップページ」に告知する。

5. サービス仕様

5.1 ネットワークセキュリティに関するサービス仕様

(1) ネットワーク経路の安全対策（暗号化、盗聴対策、使用機器等）

本サービスの提供に際して、乙が使用するネットワーク及びこれに関する機器につき乙は、別紙の「不正アクセス」に示す事項を実施することにより、ネットワーク経路の安全対策を実施する。

本項で示すネットワーク経路の安全対策に関する乙の対策内容、実施状況等については、6.6(2)(3)に基づいて、乙は甲に提供する。

(2) 外部からの不正アクセス対策（不正アクセス防止、なりすまし防止等）

本サービスの提供に際して、乙が使用するネットワーク及びこれに関する機器につき乙は、別紙の「不正アクセス」に示す事項を実施することにより、ネットワーク経路の安全対策を実施する。

本項で示すネットワーク経路の安全対策に関する乙の対策内容、実施状況等については、6.6(2)、(3)に基づいて、乙は甲に提供する。

5.2 受託情報に関するサービス仕様

(1) 真正性に関するサービス仕様

① 利用者認証（利用者資格認証、電子署名等）

甲が本サービスを利用する際に必要となる利用者認証については、ID/パスワードによる認証と電子証明書の組み合わせにより行う。

本サービスの提供に際して、乙は別紙の「アクセス制御」に示す事項を実施することにより、利用者認証の安全対策を実施する。

本項で示すネットワーク経路の安全対策に関する乙の対策内容、実施状況等については、6.6(2)、(3)に基づいて、乙は甲に提供する。

② 職種等に基づくアクセス制御

甲が本サービスを利用する際に必要となる利用者認証については、下記の機能を含む。

- ・ 甲が利用する利用者 ID において、複数の担当業務若しくは職種に関するアクセス権を

設定できること。

- ・ 甲が利用する複数の担当業務若しくは職種に関するアクセス権限のある利用者 ID において、職種別等のアクセス権限があること。
- ・ 対象情報ごとに入力者の職種や所属等の必要な区分に基づいた権限管理（アクセスコントロール）が定められること。
- ・ 権限のある利用者以外による作成、追記、変更、削除を防止する機能を有すること。

本項で示すアクセス権限の設定は、4. 2に基づいて実施する。

本項で示す利用者認証におけるアクセス制御に関する乙の対策内容、実施状況等については、6. 6（2）、（3）に基づいて、乙は甲に提供する。

③ 電子署名

本サービスの利用者認証において、甲は乙と協議の結果、電子署名による認証を採用することができる。

本サービスの提供において、乙が使用する電子署名については、下記の内容を満たす。

仕 様	保健医療福祉分野 PKI 認証局の仕様に準じた電子署名
発 行 者	保健医療福祉分野 PKI 認証局の発行する電子書名、若しくは電子署名法の規定に基づく認定特定認証事業者の発行する電子証明によるものである。

本項で示す電子書名に関する仕様等に関する情報は、6. 6 (2)に基づいて、乙は甲に提供する。

④ 診療記録の確定（本人による確定、代行確定）

本サービスにおける診療記録は、各医療機関内の診療システムにおいて確定されたものである。本サービスで確定処理機能は有しない。

⑤ データの更新履歴管理

本サービスにおいて取り扱う診療記録は更新するものではない。よって本サービスに診療更新履歴の管理は行わない。

(2) 見読性に関するサービス仕様

① 表示仕様

本サービスにおいては3. 2において示す利用環境下において、正常に表示されることを保証する。

本サービスで提供するアプリケーションにおける入力及び確定画面の表示仕様は、

乙が甲に提供する【利用マニュアル】に示す。

本項で定める画面につき、乙は、予告の上、適宜変更を行う。変更に際して、乙は連携医療情報が誤って表示されないことに努める。

② 応答時間

本サービスで提供するアプリケーションにおける検索画面の結果の表示につき著しい遅延が生じる場合には、乙は、甲の連絡若しくは自己の判断に基づき、調査し報告を行う。

調査の結果、上記遅延の要因が、乙の責めに帰する事由によるものであることが判明した場合には、乙は障害として速やかに対応を行う。

上記遅延の要因につき、乙の責めに帰すべからざる事由によるものであることが判明した場合には、5. 1 (2)、5. 2に基づき、甲乙協議の上、対応を行う。

(3) 冗長性

乙は、本サービスのアプリケーションサービスに供するサーバー類につき、RAID-1、若しくは RAID-6 相当以上のディスク構成を採用し、障害対策を講じている。

(4) 保存性に関するサービス仕様

① データの破壊防止対策（ウイルスによる攻撃対策等）

本サービスの運用に供する乙の施設において、乙は別紙表「不正アクセス対策」及び「受託情報の管理」に示す内容を実施することにより、本サービスの運用におけるウイルス等によるデータの破壊防止対策を行う。

本サービスの提供において、乙はセキュリティ対応を下記インターバルで実施する。

- ・ ウィルス対策のためのパターンファイルの更新、及び OS 及びミドルウェア等のセキュリティパッチについては、概ね 1 日以内に実施する。
他だし、乙において本サービスの提供に係るシステムへの影響が大きいと判断した場合には、必要な措置を講じた上で速やかに適用する。

本項で示すウイルス等によるデータの破壊防止対策に関する乙の対策内容、実施状況等については、6. 6 (2)、(3)に基づいて、乙は甲に提供する。

② データの劣化、滅失対策

本サービスの運用に供する乙の施設において、乙は別紙「定期監視」に示す内容を実施することにより、本サービスの運用におけるデータの劣化、滅失対策に必要なモニタリングを行う。

乙は、本サービスの提供に係る運用において、下記を実施することにより、データの劣化、滅失対策を行う。

- ・ データ保存する際に用いるデータ形式及び転送プロトコルを変更する際に、変更前の方式との互換性を確保すること。
- ・ 障害により甲から乙の管理する機器へのデータ転送が正常に完了しなかった場合に、乙が確認できるよう機能を有すること。

本項で示すデータの劣化、滅失対策に関する乙の対策内容、実施状況等については、6.6(2)に基づいて、乙は甲に提供する。

③ データ仕様について

本サービスの提供に供するデータベースのデータ仕様の採用に際し、乙は「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4.1版の「5 情報の相互運用性と標準化について」にしたがって実施する。

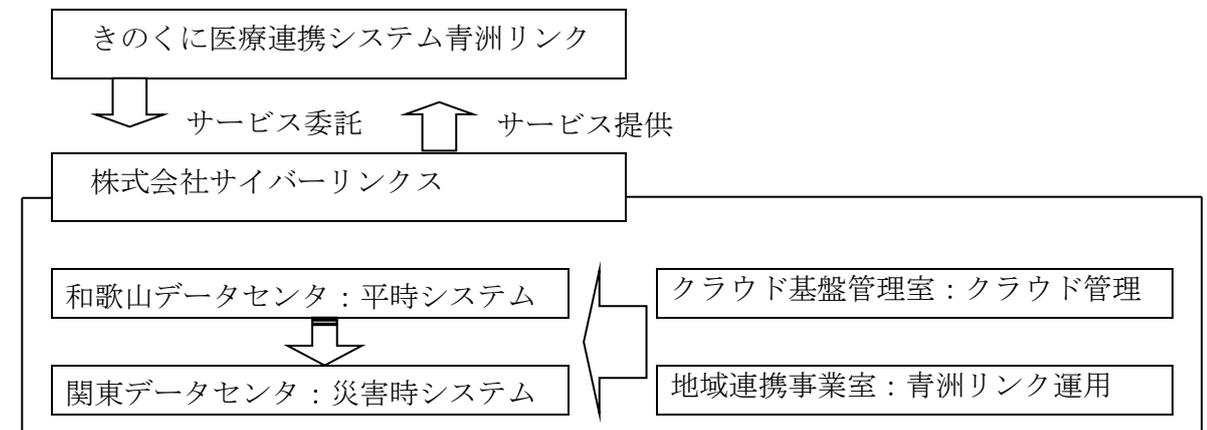
本項で示すデータの劣化、滅失対策に関する乙の対策内容、実施状況等については、6.6(2)に基づいて、乙は甲に提供する。

6. 運用内容

6.1 運用組織・規程等

(1) 運用組織・体制

本サービスの提供に係る乙のサービス提供体制を下記に示す。



(2) 運用に関する規程

① 本サービス提供上、根拠とする運用管理規定等

和歌山県立医科大学附属病院医療情報部内「きのくに医療連携システム青洲リンク」事務局 の下記の文書に従って運用する。

- ・ 個人情報保護方針
- ・ セキュリティポリシー
- ・ 運用管理規定

② 乙規程等を含む運用管理項目

別紙に、乙運用管理規程に記述される運用管理項目等を挙げる。

これらの項目は3. 5に掲げる法令、ガイドライン等において、乙規程等を含むことが求められるものであり、これに基づいて乙は本サービスに係る運用を実施する。

③ 運用の方針となる規程

- ・ アクセス制御方針
- ・ 個人情報保護方針
- ・ 運用管理における理念（基本方針と管理目的）

④ 運用管理を構成する規程・要領・手順等

- ・ 運用管理規定
- ・ サービスサポート実施要領
- ・ サービスデリバリー実施要領
- ・ システムサポートセンター実施要領

⑤ 本項で示す運用管理規程類等の提供

本項で示す乙規程等については、6. 6 (3)に基づいて、乙は、甲に提供する。

(3) 運用における遵守事項

本サービスで甲から受託する情報を乙が使用する範囲につき、乙は、下記の内容を遵守する。

- ・ 乙は、受託した医療情報を匿名化されたものを含めて、分析、解析等を実施しない。
- ・ なお、甲乙協議の上、本サービス利用契約とは別の契約を締結の上、甲の依頼内容に限った分析等を実施することを防げない。ただしその場合であっても、患者等の同意取得方法に関して十分な検討をする。
- ・ 乙は、受託した医療情報を独自に第三者に提供しない。
- ・ 乙は、甲の依頼がある場合であっても、代行操作等は実施しない。

6. 2 受託情報の取り扱い

(1) 受託情報の取り扱い

本サービスで、受託情報を乙が取り扱える範囲につき、下記の内容を遵守する。

- ・ 乙は原則として、受託した医療情報を参照しない。
- ・ 乙においての参照は、サービス提供の運用業務に支障が生じる保守等の実施でやむを得ない場合には、青洲リンク事務局と協議の上、了解を得た内容に限ることとする。その場合も必要不可欠な範囲を超えて参照はしない。
- ・ 上記の場合に、乙における本サービス提供に係る運用者が保有する ID で受託した医療情報を参照する場合の権限は必要最小限に限定する。
- ・ 本項で示す受託情報の取り扱い範囲の制限に関する乙の対策内容については、6. 6 (3)に基づいて、乙は甲に提供する。また、受託した医療・介護情報の取り扱いについては、6. 5 (1)①に基づいて報告する。

(2) 受託情報の管理

本サービスで乙が甲より受託する情報につき、乙は別紙「受託情報の管理」に示す内容を実施することにより管理を行う。

本項で示す受託情報の管理に関する乙の対策内容、実施状況については、6. 6 (3)に基づいて、乙は甲に提供する。

(3) 受託情報の提供

甲が乙に対し受託情報の提供を求めた場合、甲乙は協議により、下記の内容を決定する。

- ・ 提供する受託情報の範囲、件数
- ・ 提供する受託情報のフォーマット
- ・ 受託情報の提供方法

甲が乙に対し、あらかじめ定められた範囲を超えた受託情報の提供を求めた場合は、甲乙は協議により、下記の内容を決定する。

- ・ 受託情報の提供に要する費用

(4) 受託情報の返却等

本サービスの提供の終了に際し、甲乙は協議により、下記の内容を決定する。

- ・ 受託情報の返却の要否
- ・ 受託情報の抹消の方法及びその実施期日
- ・ 契約終了後の受託情報抹消の報告

本サービスの提供の終了に際し乙が受託情報を甲に返却する場合は、甲乙は協議により、下記の内容を決定する。

- ・ 返却する受託情報の範囲、件数
- ・ 返却する受託情報のフォーマット
- ・ 受託情報の返却方法
- ・ 受託情報の返却期日

受託情報の返却に際し甲が乙に対し、あらかじめ定められた範囲を超えて情報の提供を求めた場合、甲乙は協議により、下記の内容を決定する。

- ・ 受託情報の返却に要する費用

6.3 運用仕様及びその指標

(1) 機密性

① 物理的セキュリティ

本サービスの運用に供する乙の施設において、乙は別紙「物理的セキュリティ」に示す内容を実施することにより、本サービスの運用における物理的セキュリティを確保する。

本項で示す物理的セキュリティに関する乙の対策内容、実施状況については、6.6(3)に基づいて、乙は甲に提供する。

② セキュリティ管理

本サービスの運用につき、運用の機密性を確保するため乙は下記の措置を講じる。

- ・ 乙の管理下にあるネットワーク及びサービス提供に係るシステムにおいてセキュリティが確保されていることの監視
- ・ 乙の管理下にあるネットワーク及びシステムの稼動状況の監視
- ・ 乙の管理するネットワーク及びシステム等に対するサイバー攻撃に対するネットワーク等に関する定期的な監視

本項で示すセキュリティ管理に関する乙の対策内容、実施状況等については、6.6(3)に基づいて、乙は甲に提供する。

(2) 可用性

本サービスの運用の可用性を確保するために、乙は下記の措置を講じる。

- サービス稼働率については、以下の目標値を設定する。

通常業務時間帯	99.95%
その他の時間帯	99.95%

なお、サービス稼働率は、以下により算出する。

$$\text{サービス稼働率} = (\text{サービス提供時間} - \text{サービス提供停止時間}) / \text{サービス提供時間}$$

サービス停止時間は、2. 「サービスの目的」に定めるサービスの提供が停止する時間を指す（サービス機能の一部が停止している場合でも、甲の業務に重大な支障を及ぼさない場合は除く）

サービス停止時間は、サービス停止時間のうち、7. 1 (2) 「サービスレベル算定除外事項」に示す事由による停止時間を除いたものを指す。

- 甲の業務に継続的に支障をきたす機器、ソフトウェア等のシステム障害等、及びサービス利用における応答速度の低下については、4. 4 (2) に示す通常業務時間内において、乙による感知若しくは甲からの連絡があった時刻から、1 時間以内に第一次の対応(項目 4. 1 (2) ②参照)をする。
- 機器、ソフトウェア等のシステム障害等、及びサービス利用における応答速度の低下の感知、サービス応答速度等のサービスパフォーマンスの正常性の把握等のために行う検知の場所、検知のインターバル、画面の表示のチェック等の検知方法については、乙が運用に際して定める方式に基づいて実施する。

本項で示す可用性を確保のための措置に関する乙の対策内容、実施状況等については、6. 6 (2)、(3)に基づいて、乙は甲に提供する。

(3) 完全性

本サービスの運用の完全性を確保するために、乙はサービス提供及び運用に係る下記の記録を収集し、管理を行う。

- 利用者における個人情報へのアクセス状況（利用者 ID、アクセス対象、日時等）
- メンテナンスにおける個人情報へのアクセス状況（作業員 ID、アクセス対象、日時）

上記の記録につき、乙は取得後 5 年間保存する。

本項で示す運用に関する記録に関する情報については、6. 6 (2)に基づいて、乙は甲に提供する。

6.4 非常時の対応

災害、長時間の停電、ネットワーク網の障害、サイバーテロ等の発生により、乙においてサービス提供が困難になった場合において、乙は別表「非常時対応」に示す内容を実施することにより、本サービスの運用における非常時対応を行う。また、必要に応じて、乙は甲に対するサービス停止を行う。

非常時におけるサービス停止の判断は、乙において行う。

サービス停止が発生している旨について、及びその対応状況については、下記において告知するほか、4. 4 (2) 示す連絡先に情報提供を行う。

- ・ 乙の用意する Web 上のページ

本項で示す非常時対応に関する手続き・手順等については、6. 6 (3) に基づいて、乙は甲に提供する。

6. 5 報告事項・事前連絡

(1) 報告事項と頻度

① 月次報告事項

本サービスの提供に係る運用に関し、乙は下記の事項につき、月次で甲に対して報告を行う。

- ・ 乙が甲に受託する受託情報の件数
- ・ 甲の本サービスの利用状況（利用主体別アクセス状況、利用時間等）
- ・ 7. 1 (1) に示す管理指標

② 年次報告

本サービスの提供に係る運用に関し、乙は下記の事項につき、年次で甲に報告を行う。

- ・ 乙における 3. 5 に掲げる法令・ガイドライン等の遵守状況
- ・ 乙における実績等に基づく個人情報安全管理に関する信用度
- ・ 3. 7 により実施した本サービス提供に係る監査結果
- ・ 要員教育の実施状況
- ・ 乙における経営状況（経営状況については、乙のホームページに掲載）

③ 発生都度報告事項

本サービスの提供に係る運用に関し、乙は下記の事項につき、発生都度、甲に対して報告を行う。

- ・ 本サービスに係る業務体制、管理体制、保守体制等の変更

- ・ システムの動作確認において、乙が受託する個人情報参照した際の作業結果
- ・ ウィルス混入や不正なメッセージの混入等による改ざん、パスワード盗聴等が生じた際の経緯・顛末
- ・ 障害等にとまなうサービスの停止に関する経緯・顛末
- ・ 保守等にとまなうシステムの変更の結果

(2) 報告方法

(1)に示す事項につき、乙は下記に示す方法により、甲に対して報告を行う。
個人情報を含む報告については、書面に限る。

① 書面により報告する項目

- ・ 乙が受託する受託情報件数
- ・ 甲の本サービスの利用状況
- ・ 月次報告、及び年次報告

② 電子メールまたは、乙において管理する乙名義の Web 上で公開可能な項目

- ・ 障害状況、メンテナンス情報

(3) 事前連絡及び承認等

① 保守業務にとまなうサービス停止の告知

本サービスを提供するシステムの保守業務の実施のため、提供するサービスを停止する場合には、乙は2週間以上前に甲に対して告知を行う。

但し、障害等にとまなう緊急で行うサービスの停止については、この限りではない。
サービス停止中は、その旨の表示をサービス利用画面において行う。

② 受託情報等に関する保守業務の事前連絡・承認

本サービスを提供するにあたり、乙は下記の対応を実施する前に、必ず甲に対して連絡し承認を受ける。

なお、甲への事前連絡及びその承認を得られないことが、乙の責めに帰すべからざる事由によるものであり、下記の対応を行うことに緊急性が認められる場合には、この限りではない。

- ・ システムの動作確認において、受託した個人情報参照する場合
- ・ リモートメンテナンスにより甲側のシステムを改造、保守作業を実施する場合

上記事項については、実施後、乙は速やかに甲にその内容を報告し承認を受ける。

③ 保守業務に関する事前連絡等

本サービスを提供するシステムの保守業務につき、乙は甲に対し下記の事前及び事後の対応を行う。

- ・ システム上のソフトウェア、アプリケーションプログラムの更新、改変等

事前に実施内容につき甲に連絡した上で、甲の承諾を得て実施、実施後初期画面上に報告する。

6.6 サポート

(1) 利用者に対するサポート

① サポート内容

本サービスの利用に関し、乙は甲から下記の問い合わせを受付、サポート対応する。

- ・ 本サービスで提供するアプリケーションの使用方法等に関する内容
- ・ 本サービスの利用環境及びその設定に関する確認
(OS や Web ブラウザー、本サービスで提供するアプリケーション以外の使用方法等及び乙が管理しないパソコンの機器の使用法等に関する内容は含まない)
- ・ 本サービスの利用上の障害に関する内容
- ・ 本サービスの利用に起因する甲のシステム障害に関する内容

② サポート対応時間

本サービス提供に関し、乙は甲からの問合せを受けるため、下記において受付対応を行う。

【 青洲リンクシステムサポートセンター 】

通常業務時間 9：00～17：00（除く土日、祝日、年末年始）
株式会社サイバーリンクス 地域連携事業室
〒641-0012 和歌山市紀三井寺 849 番地の3
電話 073-448-3631 FAX 073-448-3639
メール sl-support@cyber-l.co.jp

(2) 技術情報提供について

本サービス提供上、乙が採用するセキュリティ対策等につき、採用する技術仕様等に関する情報、対策実施に関する技術情報について甲から提供の要請があった場合に、下記に従い乙は提供する。

乙において情報の開示が困難である場合には、乙は困難である理由を提示し、安全性を

示すための代替する説明資料の提供を行う。

- ・ 甲と乙において別途、機密保持契約を締結した上で提供する。
- ・ 提供範囲、方法については、別途甲乙協議の上、決定する。
- ・ 提供に係る費用については、本サービス提供に係る基本サービス料金とは別途発生するものとし、甲乙協議の上、決定する。

(3) 運用状況に係る情報提供について

本サービス提供上、乙が運用に関し、乙が実施する本 S L A の各項の運用の状況を示す情報について、甲から提供の要請があった場合に、下記に従い、乙は提供する。

乙において情報の開示が困難である場合には、乙は困難である理由を提示し、運用の安全性を示すための代替する説明資料の提供を行う。

- ・ 甲と乙において別途、機密保持契約を締結した上で提供する。
- ・ 提供範囲、方法については、別途甲乙協議の上、決定する。
- ・ 提供に係る費用については、本サービス提供に係る基本サービス料金とは別途発生するものとし、甲乙協議の上、決定する。

7. サービスレベルに関する合意事項

7.1 サービスレベルの評価方法

(1) 管理指標及び評価方法

① 管理指標

本サービスの提供につき、乙は下記に示す管理指標を甲に報告し、共同で評価を行う。

- ・ サービス稼働率
- ・ 障害対応時間
- ・ 別表に示す事項の実施状況

本項の評価を行うのに必要な限りで、乙は甲に対して情報の提供を行う。

② サービスレベルの評価は、年次ごとに実施する。ただし甲乙協議の上、必要に応じて、別途評価を行うことができる。

本 S L A の評価は、①で示す指標につき、以下のように評価する。

■ 未達成件数の計算

S L A の未達成についての計算方法を以下に示す。

- ・ サービス稼働率 評価期間中の数値が 6. 3 (2) に示す数値に満たない場合

未達成とする。

- ・ 障害対応時間 発生都度において、6.3(2)に示す数値に満たさない場合には、都度未達成1件として計算する。
- ・ 別表事項実施状況 実施していない事項ごとに、年次で1件と計算する。

■ SLAの評価

年次の評価期間における未達成件数から、本SLAの達成度を以下のように評価する。

未達成件数	評価
0	A
1～10	B
11～20	C
21以上	D

(2) サービスレベル算定除外事項

前項のサービスレベルの評価に関し、下記については算定除外事項とする。

事前に合意された事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期保守のための停止 ・ 機器の導入やシステム構成変更作業のための停止 ・ データベース再編成等業務上必要な停止
制御できない事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力供給業者の障害 ・ 通信回線業者の障害 ・ 自然災害等の不可抗力 ・ その他の企業・団体が提供する機器やサービスに起因する障害
甲の責任に帰する事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲の作為または不作為 ・ 甲の管理する機器、ソフトウェア等の障害に起因する事由 ・ 本合意に定める甲の不履行 ・ 甲の誤った作業依頼、指示等
その他、乙の責めに帰すべからざる事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性能要件を超える負荷 ・ 乙が保証したシステム環境以外での使用 ・ その他、甲と乙の協議により定めたもの

7.2 サービスレベルマネジメント

本サービスにおけるサービスレベルを維持するために、下記のサービスマネジメントを実施する。

- ・ 甲が乙に行う月次の報告において、本SLAで定めるサービス内容に達しないとする内容があった場合には、乙は甲に対しその事由を報告するとともに改善策を提示する。
- ・ 前項で本SLAで定めるサービス内容に達しないとされた項目について、1年以上改善が見られない場合には、甲は乙に対して、契約の解除を申し入れることができる。
- ・ SLAの評価の結果、Cに評価になった場合で、続く1回の評価において改善しない場合には、甲は乙に対して契約に基づいて、契約の解除を申し入れることができる。
- ・ 評価がDになった場合には、甲は乙に対して契約に基づいて、契約の解除を申し入れることができる。
- ・ 別表に示す事項について遵守されていないことが判明した場合に、甲は乙に対し、相当の期間を定めて改善を図る旨要請する。相当期間経過後、改善が見られない場合には甲は乙に対し、契約の解除を申し入れることができる。
- ・ その他、サービスレベルの維持を行うため、甲乙は必要に応じて協議を行う。

巻末別表 乙の運用管理規程等に記述されている事項

	実施項目	備考
物理的セキュリティ	サーバールーム及びラック等の鍵管理の実施	
	受託する個人情報を格納するサーバ以外の機器等が設置されている部屋の鍵管理の実施	
	受託する個人情報を格納する記録媒体等の鍵管理の実施	
	受託した個人情報データが格納されているサーバールーム、データセンター等に関する入退館管理の実施及び記録の作成	
	受託する個人情報を参照可能な事務室等における入退室管理の実施及び記録の作成	
	受託する個人情報データの記録媒体の保管場所に関する自社の入退室管理の実施及び記録の作成	
	受託する個人情報を参照できる端末が設置されている区画若しくはサーバールーム等への入退室できる者の制限	
	受託する個人情報を格納するサーバールーム等の重要な物理的セキュリティ境界に監視カメラを設置等及び監視・その記録の作成と保存	
	受託する個人情報を参照できる端末のクリアスクリーン等の実施	
	受託する個人情報を格納するデータベースの暗号化等の実施	
	受託する個人情報を参照できる端末につき、窃視防止措置の実施	
アクセス制御	受託するデータの区分設定に応じた管理内容(利用責任者、利用可能者、利用目的、利用方法、返却方法等)	
	受託する情報の区分に応じたアクセス制御の実施	
	情報システム管理者、ネットワーク管理者のアクセス制限	
	サービスの利用者及び管理者のアクセス制御のための利用者識別及び認証の実施	
	パスワード入力の実用に関するポリシー	
	パスワード入力の実用につき、下記の措置の実施 ・パスワード入力不成功に終わった場合の再入力に対する一定不応時間の設定 ・パスワード再入力の失敗が一定回数を超えた場合の再入力を一定期間受け付けない機構の採用	
	利用者及び管理者の ID、パスワード等について、本人の識別・認証にユーザ ID とパスワードの組み合わせを用いる場合に、それらの情報を、本人しか知り得ないようにするための措置(ハッシュ値等)	
	利用者の関係職種ごとの診療録等へのアクセス制御の内容等	
	サービス提供に供する機器に関する時刻同期の実施及びその手順等	
	採用する認証方法における仕様(複数の要素を組み合わせる、認証強度が高い方式を採用する等)	
	利用者のアクセスコントロールに関する手順 管理者及び運用者において、受託情報への入力操作に関する権限を必要最低限にする措置	
確定された記録が、第三者による故意による虚偽入力、書き換え、消去及び混同されることの防止措置		

	実施項目	備考
ネットワーク経路上の安全対策	リモートメンテナンス用の通信経路を含むネットワーク構成図の作成・管理	
	情報を盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破壊等から保護するために、外部ネットワークを通じた情報交換の際の実施基準・手順	
	サービス提供に際する、情報を盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破壊等から保護するための、通信の暗号化の実施	
	ASP・SaaS 事業者と医療機関等との間で送受信される情報に対して、ファイル等の暗号化等の措置の実施	
	サービス提供に供するネットワーク経路について、メッセージ挿入、ウイルス混入、パスワード盗聴、本文の盗聴等の防止措置の実施	
	医療機関等と ASP・SaaS 事業者等との、拠点の出入り口・使用機器・使用機器上の機能単位・利用者等の必要な単位での相手方の認証の実施及びその認証手段	
	APS・SaaS 事業者がサービス提供に用いるルータ等のネットワーク機器における、施設内のルータを経由して異なる施設間を結ぶ VPN の間の送受信を不能とする経路設定	
不正アクセス対策	アクセス制御に関する方針及びこれに基づく手順	
	アクセスログへのアクセス制御の実施、不当な削除や追加、改ざん防止等の措置の実施	
	・ASP・SaaS 事業者の管理者及び運用者におけるアクセス認証方法・リモートアクセスを用いる場合の回線及び認証方法 ・パスワード情報の保存方法（ハッシュ値の利用の有無等）	
	サービス提供に供する機器及びソフトウェアについて、技術的ぜい弱性に関する定期的な情報収集（OS、その他ソフトウェアのパッチ発行情報等）、随時パッチによる更新等	
	サービス提供に際して、セッション乗っ取り、IP アドレス詐称等のなりすましの防止措置の実施	
	外部からの侵入等を防ぐための不正な通過パケットの自動発見、若しくは遮断する措置（ID/IPS の導入等）の実施	
	サーバのなりすまし（フィッシング等）を防ぐために必要な対応策（サーバ証明書取得等）の実施	
	VPN 等の閉域ネットワーク以外からの利用者に対する不正侵入を防止するためのアクセス制御の実施	
	安全性が確認できるルータ等のネットワーク機器の使用	
	4. 3に示す事業者と ASP・SaaS 事業者の間でのなりすまし防止措置の実施	
受託情報の管理	紙、磁気テープ、光メディア等の媒体管理の実施	
	受託した各種情報資産の種別に応じた情報の消去及び廃棄の実施	
	受託した情報資産の管理方法の、業務に従事する者への周知	
	受託したデータを格納する機器、媒体の廃棄に関する手順等	
	受託したデータを格納する機器、媒体の廃棄に関する記録の作成・保存	
	受託した情報資産を記録する媒体及び情報機器の取扱いに関する作業履歴を作成	
	受託した情報を業務上外部に持出す際の、媒体及び機器に対する適切なウイルス対策等の実施	
	情報を格納した可搬媒体若しくは情報機器の盗難、紛失時の対応	
	受託したデータを組織外への持出し、若しくは再委託事業者への保存等を行う場合の手順、記録の収集等	

	実施項目	備考
	ASP・SaaS 事業者側の受託した各種情報資産、並びにこれを格納機器の持ち出しの管理	
	受託した情報資産につき、下記の管理の実施	
	<ul style="list-style-type: none"> 記録媒体が劣化以前に受託情報を新たな記録媒体又は記録機器への複写すること 記録媒体及び機器毎の正常保存期間を明確にすること 記録媒体、機器等の使用開始日、使用終了日を管理し、月に一回程度の頻度でチェックを行うこと 使用終了日が近づいた記録媒体、記録機器等についての格納データを新たな記録媒体又は記録機器に複写すること。 	
	受託した情報資産の持出し及び情報機器の管理	
	サービス提供に必要なシステム関係のドキュメント(契約書、サービス仕様書、カスタマイズ仕様書、テーブルフォーマット等)の適切な管理	
定期監視	サービスの提供に用いるサーバ・ストレージ、回線等の稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視の結果の定期的な評価・総括、劣化等への対策	
	サービスに供するアプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の、通信機器の稼働監視(応答確認等)、通信機器のパフォーマンス監視(サービスのレスポンス時間の監視)の実施	
	サービス提供に使用する受託情報、及びシステム管理情報、構成情報等につき、定期的なバックアップの実施	
	バックアップに供する媒体及び機器の定期的に正常な書き込み及び読み出しができることの確認	
	サービス提供に供するネットワークの障害を監視し、障害を感知した場合の対応措置	
保守	システムの動作確認に際して原則的にテスト用のデータを使用する旨	
	システムの動作確認において、ASP・SaaS 事業者が受託した個人情報の使用する際の手順(手続等)	
	保守要員が用いるすべての ID において採用する認証方法	
	メンテナンスを実施するためにサーバに作業員がアクセスする際に用いるアカウント及びアクセス権限に関する発行・変更・削除等についての手順	
	保守要員の離職や異動時のアカウントの削除の手順	
	保守業務に携わる従業員の雇用が終了、若しくは変更となる場合のアカウント削除に関する手続等の手順	
	リモートメンテナンスによりシステムの改造・保守を行う場合のアクセスログ等の記録、及び方法	
	リモートにより行う顧客側のシステムの改造・保守の手順	
	受託したデータの利用等を行う業務上利用する運用管理端末への導入プログラムの管理の実施	
	リモートメンテナンスのために行うリモートログインの適切かつ必要最小限の範囲での実施	
	サービス提供に供する機器、ソフトウェアの品質管理の実施手順	
	ASP・SaaS の提供に供するサーバ等の機器管理規程等	

	実施項目	備考
要員教育	従業員の雇用終了、異動、業務替えに伴うアクセス権の管理	
	ASP・SaaS 事業者において従業員が業務上知り得た個人情報等に関する退職後の守秘義務	
	受託する個人情報を格納するサーバールーム等における従業員の行動についての管理	
	従業員が業務上の必要により、診療録の個人情報にアクセスする際に知り得た個人情報に関する守秘義務の規定、違反時の罰則等の措置	
	従業者への個人情報の安全管理に関する定期的な教育訓練の実施	
	個人保有の情報機器への情報資産の持ち出しの原則禁止、例外的な個人保有の情報機器を利用する場合の手順	
	従業員が個人保有の情報機器への情報資産の持ち出し禁止等に関する規程に違反した場合の措置	
	受託した情報資産を記録する媒体及び情報機器の管理に関する業務に従事する者に対する教育の実施	
	サービス提供に供する機器、ソフトウェアの品質管理についての従業員への教育の実施	
非常時対応	非常時の BCP 運用手順	
	非常時から正常時復帰の対応手順	

きのくに医療連携システム「青洲リンク」参加申請書

平成 年 月 日

システム運用管理者 様

施設名

申請責任者 _____ 印

きのくに医療連携システム「青洲リンク」の利用について、きのくに医療連携システム「青洲リンク」利用規約に同意の上、次のとおり申請します。

申請年月日	平成 年 月 日
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 利用の停止
施設名称 (正式名称)	ふりがな
施設名称 (略称名称) *12文字以内	
住所	〒 TEL FAX
医療機関番号 (レセプト申請時に利用する医療機関番号7桁をご記入ください。)	
患者ID桁数 (電子カルテ・オーダーリングシステム・医事会計システム)	桁

きのくに医療連携システム「青洲リンク」利用者申請書

平成 年 月 日

システム運用管理者 様

施設名

申請責任者 _____ 印

※下記の記入欄が不足する場合は、複写していただき、ご記入ください。

平時利用者一覧				
番号	申請区分	(ふりがな) 氏名	診療科 (所属など)	職種
例	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止	せいしゅう りんく 青洲 リンク	内科	医師
1	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
2	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
3	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
4	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
5	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
6	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
7	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
8	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
9	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
10	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
11	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
12	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
13	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
14	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			
15	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止			

※災害時システムに利用するユーザー数をご記入ください。

災害時利用者一覧		
番号	申請区分	利用者数
例	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止	6 ユーザー
	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止	ユーザー

きのくに医療連携システム「青洲リンク」利用申請書
(利用環境調査)

平成 年 月 日

きのくに医療連携システム「青洲リンク」運用管理者 様

施設名 _____
申請責任者 _____ 印

当院におけるシステム／ネットワーク環境				
パソコンの性能及び計台数 ()	OS	ブラウザ	Adobe Reader	台数
	例 windowsXP	例 IE 6.0	例 Adobe Reader XI 11.2 32Bit	例 3台
接続機器に導入されているウイルス対策ソフトウェア名称	ライセンス使用期限年月日 (確認日時点のもの)			
ウイルス対策ソフトウェアのライセンス使用期限	年 月 日 (確認日時点のもの)			
接続機器のOS	Windows <input type="checkbox"/> XP (SP2) <input type="checkbox"/> XP (SP3) <input type="checkbox"/> Vista <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8			
Windows updateを	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (理由)			

行っている。	
使用している回線	<input type="checkbox"/> 光回線（フレッツ） <input type="checkbox"/> ADSL（8Mbps以上） <input type="checkbox"/> その他（ ）
施設内ネットワークへの接続	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> インターネットの利用が制限・制御されている） <input type="checkbox"/> 無
無線LANの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
使用しているインターネットプロバイダ	
Winny等その他のP2Pファイル交換ソフトウェアの有無	<input type="checkbox"/> インストールされていない